二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字小スダ二八七六の一・二八七七の一・二九四七・二九五五の一・二九五六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字小峯二九七三（次の図に示す部分に限る。）、二九七〇、二九七四、字高峯三〇六三の一、字東頭割八七七八の一・八七七九の一・八七八〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百四十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十九年九月二十日
国土交通大臣　石井　啓一

一　市街地再開発事業の種類及び名称
東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業
二　事業施行期間
事業計画の認可の公告の日から平成二十九年度末まで
三　施行地区
東京都中央区晴海三丁目の一部
四　施行者の名称
独立行政法人都市再生機構
五　事務所の所在地
東京都中央区晴海一丁目八番十二号
六　事業計画の認可の年月日
平成十八年一月二十四日
七　事業計画の変更認可の年月日
平成二十九年九月二十日

○国土交通省告示第八百四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十九年九月二十日
国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
迫谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
島根県雲南市吉田町深野
字深野　一一二番一　一号
六九六番一　二号
一一三番二　三号
六九五番一　四号及び五号
六九一番一　六号
六九〇番三　七号
六八九番一　八号及び十四号から十六号まで
六九〇番六　九号
六九〇番五　十号から十三号まで
地先道路敷　十七号
一〇九番六
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
尻無谷川（菅田川四）
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
島根県出雲市佐田町一窪田
一三九八番一八　二号
一四六一番一　三号
一四六九番三　五号
一四六八番　六号
三五八九番　七号
三五八六番　八号
三五八三番　九号
字折屋田ノ奥　一四七〇番　四号
字折屋　三五七九番　一号
三五七四番　十号
三五七五番二　十一号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮ノ廻川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地
島根県雲南市大東町大東
三六七番一

○海上保安庁告示第三十九号

航路標識の設置及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。
平成二十九年九月二十日
海上保安庁長官　中島　敏

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域A灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・二キロメートル）
北緯　三五―三七―二七
東経　一四〇―〇〇―二三
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単せん黄光　毎四秒に一せん光
光度　実効光度五五カンデラ
光達距離　四・五海里
点灯年月日　平成二十九年八月十七日
記事　東京都港湾局管理

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域B灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・二キロメートル）
北緯　三五―三七―三一
東経　一四〇―〇〇―二八
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単せん黄光　毎四秒に一せん光
光度　実効光度二一カンデラ
光達距離　三・〇海里
点灯年月日　平成二十九年八月十八日
記事　東京都港湾局管理

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域C灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・三キロメートル）
北緯　三五―三七―三五
東経　一四〇―〇〇―三三
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単せん黄光　毎四秒に一せん光
光度　実効光度二一カンデラ
光達距離　三・〇海里
点灯年月日　平成二十九年八月十八日
記事　東京都港湾局管理

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域D灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・三キロメートル）
北緯　三五―三七―三九
東経　一四〇―〇〇―三八
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単せん黄光　毎四秒に一せん光
光度　実効光度五五カンデラ
光達距離　四・五海里
点灯年月日　平成二十九年八月十七日
記事　東京都港湾局管理

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域E灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・二キロメートル）
北緯　三五―三七―三五
東経　一四〇―〇〇―四三
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単せん黄光　毎四秒に一せん光
光度　実効光度二一カンデラ
光達距離　三・〇海里
点灯年月日　平成二十九年八月十八日
記事　東京都港湾局管理

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域F灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・〇キロメートル）
北緯　三五―三七―三一
東経　一四〇―〇〇―四八
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形